

現在事項全部証明書

愛知県愛知郡長久手町大字岩作字雁又21番地
 一般社団法人アジア太平洋造血細胞移植学会
 会社法人等番号 1800-05-008032

名 称	一般社団法人アジア太平洋造血細胞移植学会
主たる事務所	愛知県愛知郡長久手町大字岩作字雁又21番地
法人の公告方法	本法人の公告は、電子公告により行う。 http://www.apbmt.org/
法人成立の年月日	平成22年3月2日
目的等	<p>本法人は、造血幹細胞移植の臨床に携わるアジア各国の医師、医療従事者及び関連企業の研究者がその経験を分かち合い、協力して研究を発展させることを目的とする。その目的を達成するため、次の事業を行う。</p> <p>(1) アジア各国における造血幹細胞移植の最新の状況を知る</p> <p>(2) アジアにおける造血細胞移植登録（アジア太平洋造血細胞移植登録事業（Asia-Pacific Blood and Marrow Transplantation Registry: APBMT Registry））を運営する</p> <p>(3) 造血細胞移植に関する知識を共有する</p> <p>(4) アジア太平洋各国における共同研究の推進を行う</p> <p>(5) 他の国際造血細胞移植登録機構との協調を推進する</p> <p>(6) 世界造血細胞移植機構（Worldwide Network for Blood and Marrow Transplantation: WBMT）の主要メンバーとして活動する</p> <p>(7) その他本法人の目的を達成するために必要な事業を行う</p>
役員に関する事項	名古屋市守山区小幡南一丁目10番27号 代表理事 小寺良尚
	理事 小寺良尚
	理事 岡本真一郎
	理事 宮村耕一
	監事 原田実根
役員等の法人に対する責任の免除に関する規定	<p>本法人は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第111条第1項に規定する損害賠償責任について、理事又は監事が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がない場合において、責任の原因となった事実の内容、その理事又は監事の職務執行の状況その他の事情を勘案して特に必要と認めるときは、法令に定める最低責任限度額を控除して得た金額を限度として、理事会決議によって免除することができる。</p>

愛知県愛知郡長久手町大字岩作字雁又21番地
一般社団法人アジア太平洋造血細胞移植学会
会社法人等番号 1800-05-008032

理事会設置法人に関する事項	理事会設置法人
監事設置法人に関する事項	監事設置法人

これは登記簿に記録されている現に効力を有する事項の全部であることを証明した書面である。

平成22年 6月22日

名古屋法務局
登記官

野 口 恭 司

